

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 5 号

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和 3 4 年見附市条例第 4 3
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「8 0 3， 7 0 0 円」を「8 1 2， 5 0 0 円」に改め、同条第 2
号中「6 1 3， 5 0 0 円」を「6 2 0， 2 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。